

# 青森県報

第二千百九十五号

平成十五年七月四日(金曜日)

## 目次

### 告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催	……………	(自然保護課)	…	一
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地変更の届出	……………	(障害福祉課)	…	二
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出	……………	(同)	…	二
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
都市計画事業計画の変更認可	……………	(都市計画課)	…	三
公 告				
土地改良区の定款変更の認可	……………	(農村整備課)	…	三
建設業者の許可の取消し	……………	(八戸県土整備事務所)	…	三
右	……………	(同)	…	三
右	……………	(同)	…	四
右	……………	(同)	…	四
出先機関				

道路の位置の指定

公安委員会

型式の検定適合遊技機

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

## 告 示

青森県告示第四百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第五項において準用する同法第七条第四項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第六条第一項の規定により公示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

1 日時

平成十五年七月三十日(水)午後一時三十分

2 場所

青森県庁舎北棟2階A会議室  
二 公聴会において意見を聴こうとする案件  
オスキジ、オスマドリの捕獲期間の制限について

青森県告示第四百五十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		知的障害者居宅支援事業を行う事業所	変更年月日	
		名称	主たる事務所の所在地			知的障害者居宅支援の種類
	三戸郡福祉事務組合	三戸郡倉石大字小渡八八の二	地域生活援助事業	中里ホーム	三戸郡五戸一町古館脇一の一六	平成 一五・六・一

青森県告示第四百五十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人青森市社会福祉協議会	青森市本町四丁目の一の三	居宅介護等事業	社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央	青森市本町四丁目の一の三	平成 一五・五・六

青森県告示第四百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		児童居宅生活支援事業を行う事業所	変更年月日	
		名称	主たる事務所の所在地			児童居宅支援の種類
	黒石市	黒石市大字市ノ町一一一	デイサービス事業	児童デイサービスセンター「森の天使」	黒石市弥生町五一 黒石市西ヶ丘九五	平成 一五・六・一

青森県告示第四百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人青森市社会福祉協議会	青森市本町四丁目の一の三	居宅介護等事業	社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央	青森市本町四丁目の一の三	平成二五・五・二六	

青森県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鶴田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年六月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
鶴田町
- 二 都市計画事業の種類  
鶴田都市計画下水道事業（鶴田町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成四年十二月九日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成十二年五月十七日青森県告示第三百九十一号）の事業地に変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成十二年五月十七日青森県告示第三百九十一号）の事業地に北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬、字鳥林、字柳葉、大字強巻字翁柳、字桜木、字若柳、大字鶴田字柳元及び字一本木を加える。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、佐井村土地改良区の定款の変更を平成十五年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八興技建株式会社
  - 二 代表者の氏名 高橋 勝省
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉二丁目一六の二七
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一二八三六号
  - 五 取消年月日 平成十五年六月二十三日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実  
平成十五年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八興通商株式会社

二 代表者の氏名 馬渡 就

三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉二丁目一六の二三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一七六一六号

五 取消年月日 平成十五年六月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、内装仕上、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八興

二 代表者の氏名 馬渡 就

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館三丁目四の六〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一九六三三号

五 取消年月日 平成十五年六月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八興

二 代表者の氏名 馬渡 就

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館三丁目四の六〇

四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第一九六三三号

五 取消年月日 平成十五年六月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、管、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月四日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字二本木字並木西一六八の一	七三・四一メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・六・二九

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月四日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRマジンガーズ	奥村遊機株式会社
"	CR極上！梅松パラダイスHN	サミー株式会社
"	1 CR極上！梅松パラダイスFN	"
"	1 CR極上！梅松パラダイスFT	"
"	1 CR極上！梅松パラダイスHT	"
"	CRツインビジョンHTL	株式会社大一商会

"	回胴式遊技機	株 式 会 社 平 和
"	CR・笑点FJ	"
"	CR・笑点FS	"
"	CR・笑点FT	"
"	CR・笑点XJ	"
"	CR宮本武蔵MAS	株 式 会 社 ニ ュ ー キ ン
"	ニューパルサーRX	山 佐 株 式 会 社
"	ジュリアンS 30	株 式 会 社 ソ ー ト

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十四年度決算の要旨を公告する。

平成十五年七月四日

青森県市町村職員共済組合 理事長 中 野 肇 司

## 平成14年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
8	34	25	45	112

## 2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	継続長期	任意継続	合計
組合員数(人)	20,772	67	2,402	23	1	674	23,939
給料月額(百万円)	7,194	41	774	9	0	212	8,230
一人当たり給料月額(円)	346,321	615,970	322,226	383,217	428,400	314,229	343,793

## 3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	24	13	4	2	6	1	50

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年 金支払
(収 入)									
負担金	5,669,778	18,221,697	217,916	349,739					
掛金	5,850,758	10,220,631		339,245					
施設収入・商品売上				28,463	627,701				
基礎年金交付金		2,976,512							
基礎年金国庫金									1,295,670
組合員貸付金利息							702,906		
受託商品手数料								29,467	
利息及び配当金	23,547	7,148,344	3,464	15,478	446	2,225,521	512	34,405	
その他収入	327,112	112,477	8,365	6,232	40,760	3,978	35,737		
他経理から繰入金			72,564		227,100				
前年度繰越支払準備金	1,098,895	100							
前年度繰越長期給付積立金		204,941,857							
計	12,970,090	243,621,618	302,309	739,157	896,007	2,229,499	739,155	63,872	1,295,670
(支 出)									
給付金	6,575,082	23,374,972							
役職員給与			184,354	91,138	24,876	19,240	51,715	8,490	
旅費・事務費			20,235	5,946	2,960	7,854	7,565	5,141	
商品仕入				2,701	1,096				
飲食材料費				1,272	119,599				
委託費			9,495		345,891				
支払利息				1,000	46,423	717,935	587,023	21,336	
連合会払込金	209,841	2,176,605					26,473		
老人保健拠出金	3,013,921								
退職者給付拠出金	1,209,807								
基礎年金拠出金負担金		7,075,182							
基礎年金									1,294,347
他経理へ繰入金	36,261	36,303		217,100				10,000	
その他支出	1,046,312	131,900	84,783	373,449	354,816	21,065	48,837	9,382	1,323
次年度繰越支払準備金	1,064,704								
次年度繰越長期給付積立金		210,826,656							
計	13,155,928	243,621,618	298,867	692,606	895,661	766,094	721,613	54,349	1,295,670
差引当期利益金		0	3,442	46,551	346	1,463,405	17,542	9,523	0
差引当期損失金	185,838								
年度末繰越支払準備金	1,064,704								
年度末長期給付積立金		210,826,656							
年度末資本剰余金			482	825,774	1,513,693				
年度末利益剰余金	270,030		180,571	460,502	96,812	8,265,537	1,402,512	414,679	



青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭